

番号	質問	回答及び対応案
1	<p>今回の応募事業者 = 特定地域協議会の主幹事業者である必要は全くない、むしろ今回の応募事業者 特定地域協議会の主幹事業者を前提としているということによろしいでしょうか？例えば、</p> <p>商品開発事業者が特定できない段階で、広く市民講座などでカーボン・オフセットの制度の説明会を行う……というような、これまで特定地域協議会が担ってきた、カーボン・オフセット制度の普及のために行う活動は補助事業の対象とならない</p> <p>特定地域協議会がある程度考慮していた、地域へのこだわりは考える必要なく、日本全国どここの事業者を支援しても問題ない</p> <p>と考えてよろしいでしょうか？ はさほど問題ないように思いますが、 の場合、カーボン・オフセットの制度の紹介など、これまで特定地域協議会の役割とされていることの多い諸作業について、今回の応募事業者は対応しても 100%自己負担で行う必要があるということになりますでしょうか？（無理に解釈すれば、『環境貢献型商品の開発及び販売促進に係る計画の立案』を実現するための業務とも言えるかもしれません）</p> <p>環境省で想定されている 今回の応募事業者 と 特定地域協議会 の関係についてご説明頂ければ幸いです。</p>	<p>「特定地域協議会」は昨年度の補助事業において用いた言葉であり、本補助事業においては「特定地域協議会」という概念はございません。</p> <p>したがって、本公募の申請者が必ずしも上記「特定地域協議会」に類似する主幹事業者である必要はございません。</p> <p>カーボン・オフセット制度の普及を主目的とした活動は補助対象外です。また、地域による活動範囲の限定はありません。</p>
2	<p>弊社のスタッフの1名が環境系・クラウドファンディング、生物多様性保全型の地産地消商品発掘の営業PRを行っています。このスタッフに、日常業務の営業PRとあわせて、環境貢献型商品開発に向けた営業PRをさせることで、ターゲット層が類似しておりますので相乗効果が期待でき、かつ、弊社にとっては経費削減ができると考えています。こうした案件発掘にかかるPR活動について、補助枠はいかに考えたらよろしいでしょうか？ 例えば、PR活動費が10万であれば</p> <p>補助対象としてみて頂けるのは 10万1/2の 5万円</p> <p>寄与程度は1/2であり10万の1/2 1/2 の2.5万円</p> <p>他の営業PRも一緒に行っているのはダメ。補助対象と認められないから0円</p> <p>こういった考え方で、補助対象枠をとらえたらよろしいでしょうか？</p>	<p>環境貢献型の商品開発に係る活動と、補助対象外の活動をあわせて実施している場合は、前者の活動分が補助対象経費となりえます。ただし、これらの活動を明確に切り分けられる証左が必要です。</p>

番号	質問	回答及び対応案
3	<p>別紙の採択審査基準の“2.業務計画及び実施方法 2-2 商品開発見込数及びクレジット活用見込量”にて質問がございます。</p> <p>配点基準の基礎点の中で 「環境貢献型商品の開発に際し、複数商品の開発目処が立っていること」と記載がありますが、</p> <p>1：弊社では環境貢献型商品を開発中ですが、「開発目処」の基準日を提示いただけますでしょうか。</p> <p>2：また現時点で、親機と付随する子機のユニットでの商品を開発していますが、この場合親機と子機で「複数商品」としてのカウントは可能でしょうか。</p> <p>3：また、親機・子機のユニットで親機は共通で子機の機能が異なる商品の場合 親機・子機 A 親機・子機 B で複数商品という認識で問題ございませんでしょうか。</p>	<p>環境貢献型商品の開発は、交付決定日以降であって補助事業実施期間中に開発されるものを想定しています。また、御質問いただいた類似している商品を複数商品とみなすかどうかについては、応募者より提出された内容を踏まえて個別に審査することとなります。</p>
4	<p><b>補助対象経費のうち「人件費」の対象となるものについて、もう少し詳細を知りたい</b></p> <p>(1) 正社員給与の内、手当はどこまで含まれるのか？残業代は含まれるのか？</p> <p>(2) 申請時に設定した時給単価から昇給等により変更が生じた場合、事業実施期間中の時給単価変更は認められるのか？</p> <p>(3) 対象には役員報酬が含まれるのか？その場合、今年度役員報酬月額から一般的な労働時間を基に時給単価を算出するのか？</p> <p>(4) 案件発掘・マッチングが補助対象業務に含まれているが、たとえば商工会議所などで開催する説明会は補助対象業務に該当するのか？</p>	<p>人件費は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与を含めることができますが、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で助成されているものは、総支給額に含めることができません。</p> <p>時給については、実績単価が使用できます。</p> <p>商工会議所で開催される案件発掘・マッチングを行うための説明会を、補助事業者が実施する場合は、補助対象業務に含まれる可能性があります。</p>
5	<p>応募様式 で事業実施の代表者は、応募する組織の代表者ではなく事業実施における責任者でよいか。</p>	<p>御認識のとおりです。</p>

番号	質問	回答及び対応案
6	代表事業者と共同実施者は、そもそも別組織の団体ですが契約締結する必要があるのでしょうか？	代表事業者と共同事業者の間で責任範囲を明確にするために契約等を行ってください。
7	web 上で行う「カーボン・オフセット宣言」を補助事業者が入力代行するのは可能か。	環境貢献型商品開発の支援を行った補助事業者が、実際に商品開発を行った事業者に代わってオフセット宣言の入力を行うことは可能です。 また、補助事業者自身が商品開発を行う者である場合、支援を受けたコンサルティング事業者等が代理で入力を行うことも可能です。 ただし、いずれの場合も、オフセット宣言を行う者としては規約に同意しオフセット宣言を行う取組に対して責任を負える立場にある必要があります。
8	交付決定日以降にクレジットを購入しなければならないか。交付申請後に契約手続きを開始し、交付決定日以降に契約、その後無効化することは OK かどうか。	クレジットの購入時期に制約はありません。 現在公開中の公募要領をご確認ください。
9	商品開発事業者が行う「カーボン・オフセット商品」等の情報提供について、精算のタイミングで NG となるケースが想定される。必ず使わなければならない文言はありますか？「環境貢献型商品」と大きい文字で記載し、補足として「商品を購入すると地域の森林整備を通じて地球温暖化防止に貢献します。」といった記載をすることで OK か。	基本的には御質問いただいた方法で問題ないと思いますが、個別には採択後にお問い合わせください。
10	委託事業者の窓口への報告方法は様式を定めるのか。	補助事業者が本補助事業の事務局に毎月報告する際の様式を定める予定です。
11	委託事業者と補助事業者が打ち合わせを行う場合の人件費、旅費は計上可能か。	環境省又は委託事業者(環境省より本補助事業の運用窓口として指定した事業者)が必要と判断して実施する打ち合わせについては人件費、旅費としての計上が可能です。
12	費用対効果は、費用に対する効果です。費用が安く効果が高いほど費用対効果が高いと言います。別紙 2 に表記されている費用対効果の計算式は正しいでしょうか。	温暖化対策関連の補助事業では、費用対効果として、削減量当たりの補助金額を用いることが一般的です。
13	商品開発事業者が商品の販促のためにパンフレット、チラシ類を作成する時に、補助事業者がアドバイスしたり、一緒に検討する場合、パンフレット、チラシ類の印刷製本費、人件費を補助事業者が経費計上することは認められるか。	補助事業者の人件費及び補助事業者が支出した印刷製本費については基本的には可能と考えますが、個別には採択後にお問い合わせください。

番号	質問	回答及び対応案
14	商品開発事業者の商品をまとめて、パンフレット、チラシ類を作成する際の費用は認められるか。	本補助事業にて開発された環境貢献型商品に係る内容であり、補助事業者が支出した費用については基本的には可能と考えますが、個別には採択後にお問い合わせください。
15	商品開発事業者の商品をまとめて、イベント出展する際の費用は認められるか。	本補助事業で開発された環境貢献型商品に係るものであり、補助事業者が支出する出展費用については基本的には可能と考えますが、個別には採択後にお問い合わせください。
16	商品開発事業者の商品をまとめて、イベント出展する際に、補助事業者が商品開発事業者の旅費を負担し、その費用を経費として認められるか。	経費として認められません。
17	地域の核になる事業者が補助事業者になり、グループをとりまとめて申請する場合に個々の事業者にとって必要な経費を負担し、支払うことは可能か。	共同事業者として申請された経費については、補助対象となる可能性があります。
18	商品開発事業者が自ら補助事業者となることは可能か。	可能です。
19	事業実施期間中に支払い完了しなければならないか。	事業実施期間中に支払いが完了しており、実績完了報告書の提出時に経費に係る必要証憑類が揃っていないと補助対象経費として支払対象になりません。
20	商品開発事業者がイベント出展の際の旅費を半額負担する場合の補助事業者に支給される補助金は以下のとおりか。 例) 事業費(旅費 20 万円) - 寄附金(事業者負担 10 万円) = 10 万円 10 万円 × 1/2 = 5 万円	御認識のとおりです。
21	補助事業者が多くの商品開発事業者(例えば 20 社)を支援する場合に、双方の関係は共同実施となるのか。	応募時に共同事業者として申請いただいた者のみが共同事業者となります。
22	複数の商品開発事業者の商品を紹介するパンフレットを作成し、それらを取りまとめて 1 セットで配布する場合の経費は認められるか。 例) 1 商品ごとの商品紹介(A4 両面)を取りまとめて 1 つのパンフレットにする。	基本的には可能と考えますが、個別には採択後にお問い合わせください。
23	委託事業者へ提出する郵送物にかかる通信運搬費は計上可能か。	経費として認められません。
24	商品開発事業者が個別に自社でデザインする場合の人件費は経費として認められるか。	基本的には可能と考えますが、個別には採択後にお問い合わせください。

番号	質問	回答及び対応案
25	提出用 DVD-R の消耗品としての経費は認められるか。	経費として認められません。
26	応募様式 の「財産」に該当するものは、どのようなものでしょうか。	交付要綱第 9 条第十二号に示す取得財産等を指します。
27	<p>下記の事例について、対象として頂けるか否かについて御教示頂ければ幸いです。</p> <p>商品開発事業者が販売する環境貢献型商品の PR に必要な経費</p> <p>&lt;事例 補助事業者：A 社 商品開発事業者：X 社『こんにやく』を環境貢献型商品として販売する計画がある</p> <p>(1) X 社の商品 PR について A 社が委託を受け代行 PR をする場合に、PR 経費（例えば、ミニのぼり作成、パッケージ作成などのデザイン費）の 1/2 について補助対象とすることができるか？</p> <p>(2) X 社の商品を A 社が運営する『環境貢献型商品紹介専用 HP』で PR する場合、その HP の整備をするにあたって、Web デザインの委託費の 1/2 について補助対象とすることができるか？</p> <p>(3) X 社の商品を A 社が年間契約している「環境よろず相談」に係る地元ケーブルテレビ番組で PR する場合、その年間契約額の一部の 1/2（一部：商品 PR 時間などから按分）について補助対象とすることができるか？</p> <p>注）個別特定可能な事業者名称等の記載は一般化させていただきました。</p>	<p>(1)-(3)共通 委託費を X 社から A 社が受け取っている場合、それを事業費から差し引いたうえで、補助率 1/2 を乗じた金額が補助対象額となりえます。</p> <p>(1) 上記のとおりです。個別には採択後にお問い合わせください。</p> <p>(2) 本年度補助事業の中で開発した環境貢献型商品を PR するための、Web ページ作成部分のみに係るデザイン費が対象となりえます。</p> <p>(3) 年間契約額ではなく、新たな環境貢献型商品に関する部分として按分等により切り分けた分が対象となりえます。</p>
28	昨年度においては、環境型商品・サービスとなっておりますが今年度は商品のみが支援対象となりますでしょうか。	商品（有形のもの）のみが対象となります。

番号	質問	回答及び対応案
29	<p>1. 対象経費の中で、オフセット認証取得費用は対象となるようですが、事業者さまの個別案件に関するプロバイダや外部団体へのCO2算定費用は対象となるのでしょうか。</p> <p>2. 本事業でわれわれが事業者さまのCO2を算定するために、算定プログラム(CO2の量を算定のためのエクセルファイル)などの作成を依頼した場合は委託費としての対象となりますでしょうか。</p>	<p>1. 補助事業者と「事業者さま(商品開発事業者)」が異なる場合、御質問の費用は補助対象となりません。</p> <p>2. 補助事業者が「事業者さま(商品開発事業者)」のCO2算定プログラムの作成を第三者に委託する際の委託費は対象となりえます。</p>
30	<p>弊社規程では少額の場合、比較見積もりは省略できます。どのような金額でも3者見積りは必要でしょうか。</p>	<p>精算時には原則として3社相見積もりの結果として発注している証左が必要となります。</p>
31	<p>人件費(賞与等含まれるもの)の取り扱いを教えてください。</p> <p>カーボン・オフセットで実施するイベントやセミナーを支援する場合、クレジットの調達やCO2排出量の計算に係る人件費を計上できますか。</p>	<p>(4. 参照)</p> <p>商品(有形のもの)を対象とするため、イベントやセミナーは本補助事業で対象となる商品にはなりません。</p>
32	<p>共同実施者への支払い方法は委託か。それとも、代表事業者と同様の精算資料を提出すればよいのでしょうか。</p>	<p>共同事業者で生じた補助事業に係る経費は、代表事業者と同様の精算書類をご提出いただきます。</p>
33	<p>A4、4ページ程度の機関紙(約1万部)をカーボン・オフセットして配布することとし、機関紙には、記事として環境貢献型商品をコラム的に紹介する場合、この機関紙の発行に係る経費の計上はできますか。</p>	<p>機関紙が商品(有償のもの)である場合、カーボン・オフセット商品として補助事業の対象となりえる可能性はあります。ただし、商品の製造に係る経費は対象とはならないことにご留意ください。</p> <p>また、本年度事業において開発された環境貢献型商品の広報ツールとして機関紙を使用する場合、当該機関紙がカーボン・オフセットをしているか否かに係らず、かかる経費を按分することで経費を計上することは可能です。なおその場合に機関紙をカーボン・オフセットするための経費は対象とはなりません。</p>
34	<p>H27年度に環境貢献型商品として補助金を受けた商品を販売促進するイベントに係る経費の計上はできるのでしょうか。</p>	<p>すでに商品開発されているものについては、対象となりません。</p>

番号	質問	回答及び対応案
35	環境貢献型商品の開発に係る営業活動を行ったが、結果的に実現に至らなかった経費の計上はできるのでしょうか。	結果的に環境貢献型商品の開発に至らなかったは、その理由についてご説明をいただくこととなります
36	<p>下記質問について、説明会において以下のとおり回答いただいているとの認識だが、相違ないか。</p> <p>質問：本事業は、平成 27 年度の環境貢献型商品開発・販売促進支援事業における事務局（OECC）と同様の役割、商品開発事業者への助成のとりまとめが期待されるものか。それとも特定地域協議会運営支援事業と同様の、つまり支援事業者への企画提案/相談対応のみを想定されているか。</p> <p>回答：平成 27 度事業とは異なり、個別の商品開発事業者の経費の支援ではなく、イベント開催を通じた広報を想定しており、経費は申請対象者が実施/支払したもののみが対象。また、商品開発事業者より別途コンサルティングの委託費を受託している場合、総事業費より除外する必要がある。</p>	<p>回答を正確に記載します。</p> <p>平成 27 度事業とは異なり、基本的には個別の商品開発事業者の経費の支援ではなく、イベント開催を通じた広報等を想定しており経費は申請対象者が実施/支払したもののみが対象（ただし、商品開発事業者自身が申請者になることを排除はしていない）。また、補助事業者が商品開発事業者より別途コンサルティングの委託費を受託している場合、総事業費より除外する必要がある。</p>
37	<p>下記質問について、説明会において以下のとおり回答いただいているとの認識だが、相違ないか。</p> <p>質問：申請事業者は本事業の主な特定の活動地域に拠点を有している必要があるか。</p> <p>回答：特定の地域性は求められない。</p>	御認識のとおりです。
38	<p>下記質問について、説明会において以下のとおり回答いただいているとの認識だが、相違ないか。</p> <p>質問：1 事業者が申請主体として 1 件の申請を行い、且つ共同事業者として別の申請を行うことは可能か。</p> <p>回答：1 事業者は 1 申請のみ可能。共同事業者であっても、複数の申請を行うことはできない。</p>	御認識のとおりです。
39	<p>下記質問について、説明会において以下のとおり回答いただいているとの認識だが、相違ないか。</p> <p>質問：申請事業者の主な活動地域外に拠点を有する商品開発事業者の案件や、環境貢献型商品の販売地域が主な活動地域外である案件が発生した場合、支援対象としてよいのか。</p> <p>回答：どの地域の商品開発事業者であっても、申請対象者の活動に係るものであれば支援の対象であり、支援実績として計上可能。</p>	御認識のとおりです。

番号	質問	回答及び対応案
40	商品開発事業者は以下の団体でも可能か。 法人格を保有しない任意団体	本補助事業への申請者の要件としては公募要領のとおりですが、商品の開発事業者については御認識のとおりです。
41	相談窓口の設置は必須業務か。	御認識のとおりです。
42	実施計画において、以下の項目において求められる最下限値はあるのか。 支援実績数 環境貢献型商品毎のオフセット量(商品販売価格当たりのクレジットの最低購入金額及び1商品あたりのクレジット量)	下限値は設定していませんが、応募いただく支援数等を基に採択の審査を行います。
43	公募要領の” 交付申請時の無効化量が下限となる。” の文面が削除されたが、応募申請時と交付申請時、交付申請時と実績報告時で比較して、後者が前者で予定していた無効化量を下回る結果となってもよいか。	交付申請時に示していただく無効化量にはそれを達成するための努力義務が生じます。そのため、無効化量が下回った場合にはその理由についてご説明をいただくこととなります
44	商品開発事業者において、異なる複数の商品をオフセットする場合、当該商品数が支援実績でよいか。また商品数で支援実績とする場合、以下のような案件はどのように支援実績をカウントすればよいか。 異なる味や型番、単品とセット販売等で同類の商品ではあるが、商品名と内容が異なる等の類似の環境貢献型商品が発生した場合、またはリユース商品を扱っている場合のカウント方法 行先・宿泊設備や金額設定等が異なるツアーのカウント方法	実績数のカウント方法は昨年度の補助事業と同様に行う方針であり、具体的な事例を基に確認します。
45	支援実績対象となる環境貢献型商品について、以下の理解でよいか。 有償で提供されているものに限る。 有償であることが必須である場合、中古品の買取は買い取る品や買取時のオプションによって、買取金をお客に支払う、お客が引取金を支払う、もしくは無償での引取となるパターンが発生するが、お客が支払う場合のみ、“有償”とする。 過去にオフセットを実施したことの無い商品をオフセットするか、または過去にオフセットを実施した商品において発展的な取組を実施するものに限る。 イベント等の商品について、事業期間内にチケット等の販売は行うが、開催/実施は事業期間終了後の場合、支援実績の対象になる。	概ね御理解いただいているとおりですが、具体的な事例を基に確認します。  なお、今年度は商品(有形のもの)のみを対象とするため、 のイベントに関しては対象とはなりません。



番号	質問	回答及び対応案
46	<p>オフセットの定義について、以下の理解でよいか。            BtoB の環境貢献型商品の場合、オフセットの対象は“ 当該商品の購入事業者の排出量 ” とできる。            クレジット創出事業者が自ら創出したクレジットによって、自社商品をオフセットした場合、環境貢献型商品のオフセットの対象は “ 購入者の日常生活の排出量 ” とできる。            オフセットの第 3 者認証基準において、自ら創出したクレジット（森林管理プロジェクトを除く。）の無効化はオフセットとして認められないとされているが、本事業においてもクレジット創出事業者が自らの創出したクレジットでオフセットし、環境貢献型商品とすることは不可能である。また、クレジット創出事業者の関連（子）会社が、関連する事業者の創出するクレジットを使用して環境貢献型商品とすることは不可能である。</p>	<p>オフセット指針におけるオフセット商品・サービス、クレジット付商品・サービス又は寄付型オフセットのいずれかに該当するものを対象とします。            オフセットの定義についてはオフセット指針及びカーボン・オフセットガイドラインを参照してください。</p>
47	<p>オフセット商品であるの旨の表示は、申請事業者が行う広報活動において情報提供（（例）オフセット特集記事に全ての支援案件をオフセット商品として掲載。）が行われていればよいか。</p>	<p>概ね御質問のとおりですが、具体的な事例を基に確認します。</p>
48	<p>申請金額の上限について、説明会では上限は無いが想定金額が 1 千万円程度/件との話があったが、当該金額は総事業費ではなく補助金額を指しているか。</p>	<p>補助金額です。</p>
49	<p>補助金額の総額に占める以下の各経費の割合の上限はあるか。            人件費（説明会において上限無しとの回答であったが、相違ないか。）            外注費・再委託費（上限がある場合、外注・再委託が必要となる理由書の提出等により認められるのか。）</p>	<p>経費ごとの上限はありません。</p>
50	<p>下記質問について、説明会において以下のとおり回答いただいているとの認識だが、相違ないか。            質問：人件費単価に受託単価は使用可能か。            回答：実績単価のみ使用でき、賞与や一般管理費は除外される。また共済費を計上する場合には計算書が求められる。</p>	<p>回答を正確に記載します。             申請時においては、受託単価も使用可能ですが、精算時には実績単価にしてください。人件費単価に賞与を含められますが、一般管理費は除外されます。また、人件費単価及び共済費共に計算書が求められます。</p>

番号	質問	回答及び対応案
51	<p>下記質問について、説明会において以下のとおり回答いただいているとの認識だが、相違ないか。</p> <p>質問：給与は通常支給対象月の翌月以降の支払いであることが多いが、2月末まで事業を実施した場合、完了実績報告時に2月分の給与の支払の証明も必要か。</p> <p>回答：補助対象経費は全て完了実績報告時に支払まで完了している必要があるため、給与についても支払の証明が必要である。</p>	<p>御認識のとおりです。</p>
52	<p>人件費単価の算出方法について</p> <p>実績単価の算出方法：環境省所管の補助金等に係る事務処理手引（平成28年4月）の実績単価の算定方法では、支給金額及び労働時間ともに補助事業期間を対象とするところがあるが、補助事業年度と捉えてよいか。</p> <p>実績単価の算出方法：環境省所管の補助金等に係る事務処理手引（平成28年4月）の実績単価の算定方法では、諸手当及び賞与を含めることが出来るとされているが、説明会で賞与は含めないとの言及があったが、いずれが正しいか。</p> <p>実績単価の算出方法：賞与を実績単価の算出において含められる場合において、完了実績報告書の提出期限以降に事業年度の賞与金額を確定・支給する場合、当該賞与金額及び賞与に係る法定福利費は総支給額には含められるか。もしくは事業年度において支給が完了している、前年度の賞与であれば総支給額に含められるか。</p>	<p>補助事業年度ではなく補助事業期間です。賞与は含めることができます。</p> <p>完了実績報告書の提出期限以降に事業年度の賞与金額を確定・支給する場合、当該賞与金額及び賞与に係る法定福利費は総支給額には含められません。また、前年度の賞与は補助事業期間ではないので、含められません。</p>
53	<p>下記質問について、説明会において以下のとおり回答いただいているとの認識だが、相違ないか。</p> <p>質問：個別の商品開発事業者が実施する環境貢献型商品に係る広報活動について当該経費の発注/支払を行うのは申請事業者と商品開発事業者のいずれでもよいのか。仮に実費10万円とすると商品開発事業者に支払われるべき金額は10万円と10万円×補助率1/2の5万円のいずれになるか。</p> <p>回答：広報活動としては申請事業者が発注/支払するもので、主にイベント開催とそれに伴う広報を想定。個別の商品開発事業者の広報活動費用や個別のオフセット商品のパッケージ制作費用等は補助対象外。</p>	<p>御認識のとおりです。</p>
54	<p>下記質問について、説明会において以下のとおり回答いただいているとの認識だが、相違ないか。</p> <p>質問：個別の商品開発事業者との経費の按分は認められるか。</p> <p>回答：仮に100万円の広報費用を申請事業者が50万円、商品開発事業者が50万円で支出した場合、補助対象経費は50万円で支払金額は25万円となる。</p>	<p>御認識のとおりです。</p>

番号	質問	回答及び対応案
55	<p>下記質問について、説明会において以下のとおり回答いただいているとの認識だが、相違ないか。</p> <p>質問：複数の商品開発事業者の商品をまとめてメディアに特集することは広報活動費として認められるか。</p> <p>回答：申請事業者がオフセット商品について、環境貢献型商品の広報活動として複数の商品の広告等を行う場合、広報活動費として認められる。</p>	<p>御認識のとおりです。</p> <p>補足をしますと、補助対象経費として認められるのは今年度に環境貢献型商品開発された商品の広報に係る活動が対象となります。</p>
56	<p>商品の購入者がオフセットを実施するためのシステムの開発は対象となるか。また対象となる場合、当該システムは事業期間終了後も継続して使用してよいか。</p>	<p>システムの開発費用は補助対象にはなりません。</p>
57	<p>精算時に本事業において支援を行った商品開発事業者で、本事業の要件を満たさない、例えばオフセット商品の表示を行わなかった商品開発事業者が発生していた場合減額となるのか。減額となる場合、どのように減額金額の算出するのか。</p>	<p>本事業の要件を満たさない場合は補助金を支給できません。</p>
58	<p>毎月末に行う事業の実施状況の報告は、環境省からの指定様式を使用するということだが、内容は各月の販売実績か、それとも計画変更・中止はないか等、交付申請時の実施計画書の事業内容から反れていないかを確認するものか。</p>	<p>実施計画書の事業内容に即して進捗状況を確認することを想定しています。</p>
59	<p>事業報告書の提出は必要か。</p>	<p>交付要綱に記載のとおり事業報告書の提出は必要です。</p>